

令和2年6月19日

大阪府教育委員会会議会議録

1 会議開催の日時

令和2年6月19日(金) 午前10時00分 開会
午前11時03分 閉会

2 会議の場所

委員会議室(府庁別館6階)

3 会議に出席した者

教 育 長	酒 井 隆 行
委 員	竹 若 洋 三
委 員	井 上 貴 弘
委 員	岩 下 由 利 子
委 員	中 井 孝 典
教 育 監	向 畦 地 昭 雄
教 育 次 長	後 藤 克 己
教 育 セ ン タ ー 所 長	村 田 純 子
教 育 総 務 企 画 課 長	仲 谷 元 伸
高 等 学 校 課 長	大 久 保 宣 明
支 援 教 育 課 長	黒 田 一 人
小 中 学 校 課 長	栴 田 千 佳
教 職 員 人 事 課 長	金 森 充 宏

4 会議に付した案件等

- ◎ 議題1 知事からの意見聴取に対する回答について
- ◎ 議題2 令和3年度大阪府公立高等学校等入学者選抜について
- ◎ 報告事項1 「令和3年度使用 教科用図書選定資料 中学校用」について
- ◎ 報告事項2 令和元年度第3学期(令和2年1月25日以降)における教職員の懲戒処分
の状況について

5 議事等の要旨

(1) 黙祷

大阪府北部を震源とする地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、全員で黙祷した。

(2) 会議録署名委員の指定

井上委員を指定した。

(3) 5月19日の会議録について

全員異議なく承認した。

(4) 議題の審議等

◎ 議題1 知事からの意見聴取に対する回答について

【議題の趣旨説明（教育総務企画課長）】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律29条の規定により知事から意見を求められた令和2年5月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する件である。

○予算案

1 令和2年度大阪府一般会計補正予算（第6号）の件（教育委員会関係分）

【質疑応答】

（竹若委員）この補正予算措置は非常には素晴らしいことだと思うが、完成の日処というか、事業の完成の日途はいつ頃を想定しているか。

（教育総務企画課長）具体的には6月末までに、一部の支援学校は除くが、原則全ての府立学校において、オンライン学習ができる環境を整えていくことを考えている。具体的には、いわゆるGoogle社が提供している、G suite for educationというオンライン学習支援のパッケージがあり、そういったものも活用をしながら、各学校で何らかのオンライン授業ができるという形にもっていきたいと考えている。

（教育長）私から補足をさせていただくが、6月末というのはその通りだが、これは基本的にはBYOD（bring your own device）方式である。

学校から児童生徒に対して、パソコン、タブレット等を配布するというGIGAスクール構想とは異なる、前倒しのような形でやりたいと考えている。

したがって、あくまでも完璧なものと言えるかという点、GIGAスクール構想で生徒に1人1人に、タブレット、あるいはデバイスを配布するというのは、もう少し先になるが、それ

は国全体でも前倒しをしているので、私どもとしても、できるだけ早く着手したいと考えている。

(竹若委員) 今教育長のご説明でよく理解できた。ただ我々自身のオンライン授業の中身に関わっているような課題はあると思う。

同じ授業を実施しながら、それで効果があるというものではないでしょうし、それなりにやっぱり学校現場に負担はかけますけれども。

オンライン授業としての授業の仕方なり、子どもとのコミュニケーションの取り方というもの大きな課題もあるだろうと思いますので、大変でしょうけどもそのあたりは検討いただく中で、効果を上げていただけたらと思います。よろしくお願ひしたいと思う。

(井上委員) 授業内容の中身について、大きくは二つあるのですが、一つは学校の環境の整備ってということと、もう一つは家庭で端末とかルーターがない生徒に貸し出すということだと理解しているが、それでよいか。

(教育総務企画課長) 今回行う支援は四つある。大きくは、井上委員ご指摘のとおり、家庭への支援、それから学校における環境整備である。

学校への支援、整備については、現在の通信回線を増強しないと、学校でオンライン授業をやっても、アクセスが集中して回線がパンクするので、学校の通信回線を増強する。

あわせて、ICT支援員の配置により、学校に対する支援を行っていく。家庭への支援としては、先ほど申し上げたWi-Fiルーターの貸し出しがある。スマホを持っておられない家庭に対して、ルーターに合わせて学校にあるパソコンを貸し出すこととしている。

スマホ等を持っておられる家庭については、先ほど教育長が申し上げた通り、それを使っていただくというふうに考えており、今後もし第2波第3波が来た場合にも学習保障を一定できるという形にもっていきたいと思っている。

(井上委員) 細かい質問であるが、所有の端末機とは、パソコンを貸し出すということか。

(教育総務企画課長) 各学校に、以前国の補助金を活用し、購入したパソコンがある。

現在、型落ちになっているが、そのパソコンのOSをWindows 7からWindows 10に今回アップデートすることで、オンラインで動画が見られる形にまで持って行き、それを貸し出すというふうに考えている。

(井上委員) 今学校各学校にある端末の数で、家にそういう端末がない生徒をカバーできるか。

(教育総務企画課長) 今学校では新しい端末を使っているのですが、緊急に使っていない端末をお貸しすることとなる。調査をしたところ、850人程度の生徒が端末を持っていないとのことなので、学校にある端末で十分カバーできると考えている。

【採決の結果】 賛成多数により、原案どおり決定した。

(賛成者 酒井教育長、竹若委員、井上委員、岩下委員、中井委員)

◎ 議題 2 令和 3 年度大阪府公立高等学校等入学者選抜について

【議題の趣旨説明（高等学校課長 支援教育課長）】

令和 3 年度大阪府公立高等学校入学者選抜、大阪府立中学校入学者選抜及び大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜について、選抜方針は変更せず、出題範囲を見直すこと等を決定する件である。

【質疑応答】

（井上委員）まず 2 の 4 のところの少し細かい質問となるが、英語の単語で網掛けしたところは、これは出題範囲が除外されるということと理解している。

大阪版中学校で学ぶ英単語集の中で見てみると、例えば、数字の順序の、例えば fourteen や fifteen という単語を除くと書いてあるが、これは早い段階で学ぶ内容ではないかと思う。ここを除外した基準として、どういうところで線を引いてあるのか教えていただきたい。

（高等学校課長）英単語についても、実際に中学生が学んでいる教科書の履修順に並べ、一番後ろで学ぶものから順に除外をしていくという方法をとっている。ちょっとあれっと思うような単語もあるが、実際そういう確認をしている。

（井上委員）入学者選抜の出題の範囲とは関係ないが、資料 2-2 の学力検査をする範囲の括弧の中に、中学校 3 年生の学習内容の一、二割程度の定着は困難と書いてある。こういう理由で今回出題範囲から除外するという趣旨だと思うが、この除外した部分について、卒業した後、配慮として、府立学校や、近隣の私立、大阪府内の私立高校とかで何かフォローするようなことを依頼するようなことは今考えているか。

（高等学校課長）今お話ししている内容については、当然、案として府内の私立の先生がたとも相談をさせていただいて進めている。

学習内容については、中学校において全ての内容が終わるようにご尽力いただくことがまず一つ目の前提である。

一方で、府内においてはそういう申し合わせのもとで選抜を実施するというようなことが前提になるので、高等学校に入られた後に、必要がある場合は、そういった対応は可能と思っている。

（竹若委員）説明はよく理解できた。この前の定例教育委員会議でも、いわゆる学習の遅れをどう考えるのかということ、出口をどうするのかということの議論が出たと思う。

こういう状況の中でやはり中学 3 年生の生徒たちにとって出口がはっきりと線が引かれてくると、ある意味では、予定を変更しないという説明を現場にしっかりしていただきたいと思う。

大学入試についても後にずらすほどの話も出ている中で、予定通り実施するということについて、あまり説明らしきものが聞かされていない。

やはり、子どもたちは非常に不安に思っていると思う。そういう意味で、それぞれの機関を

通して、こうして実施をするという説明をしっかりとさせていただき、入試の出題範囲については、きめ細かく削除する内容もお示しいただいているので、これを、周知できるように、極力それぞれの機関に働きかけて、子どもたちの不安、学校現場の不安を解消するように努力をいただきたい。

あと、気になるのが、この2割程度という言葉は、独り歩きしかねないということ。報道の仕方によって、細かいことを言わず「2割程度を除いて選考する」とだけ伝えられると、不安もまた増強するのではないかと思うので、その点も併せて説明の時に、ご留意いただきたい。私としては、きめ細かく示していただくと非常にありがたいし、この点ご苦勞をかけているが宜しく願います。

(高等学校課長) 先生のおっしゃる通り、受験生等不安に思っておられる方もたくさんいらっしゃると思うので、丁寧な周知に努めてまいりたいと思っている。今日お諮りしている内容については、次週改めて市町村の教育委員会に対して、通知等をもって、もう少し丁寧な資料も添えてお送りをしたいと考えている。

【採決の結果】 賛成多数により、原案どおり決定した。

(賛成者 酒井教育長、竹若委員、井上委員、岩下委員、中井委員)

◎ 報告事項1 「令和3年度使用 教科用図書選定資料 中学校用」について

【報告事項の趣旨説明 (小中学校課長)】

標記について、報告する件である。

【質疑応答】

なし

◎ 報告事項2 令和元年度第3学期(令和2年1月25日以降)における教職員の懲戒処分
分の状況について

【報告事項の趣旨説明 (教職員人事課長)】

教育長が専決した標記状況について、報告する件である。

【質疑応答】

(岩下委員) 今のご説明と、資料を見た感じで、かなり懲戒の人数が減っているということは、本当に努力が成果に表れたと思う。

ただ、気になったのが、不正受給が目立ったことと、あと、ベテランの50代、60代先生方が、このようなところに入っているというのは本当に残念である。

気が抜けてしまった、もしくは学校もこのような年配の方に対しては、管理体制が甘く、簡

単にできてしまうのかとも思った。

不祥事の人数は多分ゼロにはならないと思うが、去年から結果として懲戒対象となった人数が減ったことに対して、人数が減っている現状をまずはキープして、それからいろんな取り組みを行って、少しでも減らしていってほしい。

教員の年代によって、起こる事故も様々だと思うが、特にこの不正受給に関してはICTをしっかりと活用して管理ができる場所だと思うので、そちらももう一度しっかり見直して、こういうような不祥事が本当に起こらないように、努力していただきたいと思う。

(竹若委員) 前回の会議で申し上げたことを早速取り入れていただいて、周知徹底を図ることを共有していただき感謝する。

ただやはり、不正受給の件数が増えたというのは非常に残念である。細かく見ていくと、例えば(2)の公金の関係で、府立学校の支出、男性指導教諭、59歳。さらには次の男性64歳。かなりもう超ベテランの教員がこういった不正受給しておる立場も残念でならない。特に今回、不正受給については件数が増えているわけだが、前回申し上げたことであるが、交通費に関わって、学校長に権限が委譲されているはずである。この場合はその学校長に対してはどういう指導をしているのか。併せて、事務長の存在も、私は気になる。

これだけ不正受給が増えるということは、学校現場で、権限が委譲されていることが軽く見られているのではないかなという気がするが、その辺はどうか。

(教職員人事課長) 通勤手当の確認に関しては、定期的に定期券の写しを提出するようというので、それは学校に限らず、大阪府の取り組みとして実施しているところである。

そのような確認の中で、不正行為が発覚することが多々ある。

先ほど指摘があった年齢のことについては、例えば年齢に分けて処分全体を見ると、50代が今回18名ということで46%以上となっている。

重大な事案、重い処分については、若い職員が多い傾向にあるが、通勤手当等に関する不正については、単に楽であるとか、これぐらいはいいだろうということで、今指摘あった年齢の高い職員が起こしているという状況である。

今後もあらゆる機会を捉え、校長や事務長に、特に、手当の不正受給に繋がらないようなチェック体制を具体的に示すなどして取り組んでいきたいと考えている。

(竹若委員) 同じ不正受給でも、エの場合は戒告であり、一方アイウは減給、つまりこの減給の方は過去にも同様の処分があったのではないかなという気がするがどうか。

(教職員人事課長) 処分の程度に関しては、期間の長短や金額、また、定期券を示した後に解約していたなど悪質性等を勘案しているので、減給の場合が一概に過去にも同様の処分があったというようなことではなく、その態様によって処分の程度が変わっている。

(竹若委員) 最後にやっぱり気になるのは、不正受給、キャッシュバックの問題である。こんなことはしばらくなかったと思うが、このような超ベテランの方々がこのような問題を起こすのは非常に残念でならない。これに関しては学校長への指導はあったのか。

(教職員人事課長) この事案については、キャッシュバックというか、部活の活動費に充て

るために、また、高性能の備品を買うためにそういうことをやっていたということで、ただ若干私的に使っていたということもあった。当然こういう事案に関しては、校長の管理監督責任ということもあるので、この件に関しては、校長にも管理監督責任として服務上の措置を行っている。

(竹若委員) 記録の関係で、そういった学校長等に対する指導ということが記載できるかどうかは別としても、できることならば、口頭でこういう指導をしているということも併せて説明いただければと思う

(教職員人事課長) 報道提供の際には併せて記載しているが、教育委員会会議の報告に関しても、今ご指摘の通り、対応させていただきたい。

【その他質疑応答】

(井上委員) この不祥事の報告とは関係ないが、会議の冒頭教育長からもありました、ブロック塀で生徒が亡くなるという事故について。すでに報告してもらっていたのであれば重複するが、以前事故が起こった直後に、学校の近くのブロック塀について全部調査して補強の工事を進めていくという話があった。この件について、調査や補強の工事は全部完了しているのか。

(教育総務企画課長) 最も優先度の高い学校については、今年度末で完了するという形になっております。全ての工事については来年度末に向けて完了するという形になっている。

(井上委員) ありがとうございます。別の質問となるが、休校が明けて学校が徐々に始まっているところである。府立高校や府内の小・中学校では学校に行きたくないとか、いけないという子どもが増えているのではないのかと思われるが、状況はどうなのか、またそういった生徒さんに対する対策を教えてくださいたいと思います。

(高等学校課長) 全校に調査をかけているというわけではないが、当初の5月からの登校日の設定というところから始まったのですが、当初はやはり公共交通機関等で通う生徒が高校の場合はおり、登校させるのが不安だというような理由で、登校日に登校しないような生徒さんが各学校とも何人かいるという話は聞いていた。

ただ一方で、段階を経ながら、特に6月に入ってから分散登校を経て今週から完全再開ということにしたので、逆に現状においては、例えば過去において不登校気味の生徒が段階的に登校するという、いい作用が働き、例年よりも欠席者が少ないというような声は聞いている。

ただ一方で、完全再開ということに今週からなったので、我々としても、今後についてはやはりもう少し各校とも注意深く、そういう生徒の出欠の状況を確認しなければならないのではないかと思っている。

(小中学校課長) 市町村立学校については、登校日は5月25日ぐらいから始めだしまして、そのときから市町村の学校の欠席状況を聞いている。

初めは多い市町村で5%、少ないところでは、本当にもうほぼないというような状態であっ

た。不安から登校しないという子どもも、欠席扱いにはしていないが、最初の頃はおおむね3%程度いると聞いていたが、その後ずっと分散登校等が続けて、今週からは通常通りしているが、そのような子どもも登校はできているというような話であり、府立学校と同様不登校気味であった子どもも来ているというような状況も聞いている。

ただ、これから先生がたも、それから子どもたちも、いろいろなストレスが出てくると思っているので、引き続き変わった状況があれば、市町村から必ず報告いただくようにしている。また、トピックスであるが、寝屋川市は、不安で登校できない子どもが全体で10人ほどいる中で、オンライン授業で教室の様子をそのまま家にいる子にも届けている。これは一番進んでいる例だが、そういうことも工夫して進めているところもあるので、そういうようなことも含めて、学校が安心な場であるようにということも併せて指導しながら、取り組みを考えていってもらっているところである。

(支援教育課長) 支援学校について、障がい種別が視覚・聴覚・病弱と、高等支援学校は15日から全面再開である。なお、これらの学校については、不登校の子どもが逆に登校できていると聞いている。

知的障害と肢体不自由校は現在まだ分散登校であり、障がいの状況等も踏まえ、本格実施は22日、来週から本格実施をするという形で考えている。

(井上委員) 最後にお願いが一点ある。前回の教育委員会会議には、私は東京から来ているという個人的な事情があり、都道府県をまたぐ移動を自粛するようにとのことで、教育委員会の事務局の方に配慮していただいてオンラインで出席をさせていただいたが、オンラインの出席だと今議決に加われないというルールになっていると聞いている。当然こうやって対面で会議を行うというのが一番良いと私も思っているが、私のように遠方から来るといった事情だけではなく、ここにおられる、府内から来られている他の委員の方々も、今後もしコロナの第2波、第3波や災害で来られないときにも、教育委員会会議を臨時で開くことも必要になってくると思う。こういった制度変更は文部科学省が所管かもしれないが、基本は対面の会議であるとしても、緊急時はオンラインで開いた場合も議決を行えるよう要望を出していただけないか、ご検討をお願いしたい。

(教育長) ありがとうございます。大変重要なご指摘である。

(教育総務企画課長) 大変重要なご指摘である。要望を行う方向で進めさせていただく。

(教育長) 最後に新型コロナウイルスのお話として、私から一言申し上げるが、やはりこのウイルス感染リスクというものがゼロにはならないということを前提にしなければならぬと考えている。もちろんこれは皆さんも同じだと思う。

そうした中で、学校教育活動というものをどう持続させていくか、ということが非常に重要なテーマである。

3月4月5月ととってきたような、一斉休校というようなやり方ではなく、様々な形で教育活動を持続させるという工夫というものも、やっていく必要があるだろうと考えている。

もう一つは感染リスクがゼロではないので、やはり学校で感染者が発生するというのも

当然想定をする必要があるし、そうした場合に即座に安全措置を講じ、また教育活動の復活に繋げていくということで、これは当然保健所の指導のもとに、感染ルートであるとか、あるいは濃厚接触者とか、状況を調べて、できるだけ速やかに学校教育活動を再開するという方向に持っていきたいと、このような形で、府内の市町村あるいは私立学校にもお願いをしていきたいと考えている。

そうしたことで今、大阪府全体では専門家をお招きして様々な第2波、第3波への備え、そのための戦略というものを策定しているので、学校教育活動という観点からも、知事と議論させていただき、まだ委員の先生がたにもしっかりとご相談をさせていただき、今後の戦略というものを作り上げていきたいと考えているので、どうぞよろしくご指導をお願いしたい。

(中井委員) 今日の会議で二つお伝えしたいことがある。一つ目として、教育委員会並びにその事務局の方々の、本当に今までのご苦勞には敬意を表したいとまず思っている。

まず高等学校の入学者選抜についての素早い対応していただいていることに本当感謝申し上げたい。2割程度の削減というようなことも、多分受験生は本当にほっとするだろうと思う。一方、2割削減したものを、もう一生勉強できないということでは、生徒として困ると思う。削減する、出題するのと教えないとまた別問題だと思うので、できる限りでいいと思うが、やはりカットするとか、もう試験以前からもう授業も何もしないのではなく、やはりそこはしっかりと教えてあげてほしい。

例えば数学の円周とかの話などは、教科書にはないのでここに出ていないが、そういうところは対応していただきたいというのが一点。

二つ目として、職員の不祥事がだいぶ減っていることは本当に好ましいことだと思う。

本当に物凄い努力をされているのだろうと推測するが、やはり教職員の不祥事というのは、教員全体に問題があるのではないかと府民からよく言われたので、本当にいつも残念である。

校長先生を通して、教員には今一度襟を正すように、再度のご指導をよろしくお願いしたい。